
粗大ごみ処理施設解体工事 特記仕様書

令和 7 年度

安房郡市広域市町村圏事務組合

粗大ごみ処理施設解体工事

目 次

第 1 章 共通事項	1
1. 本仕様書の位置づけ	1
2. 用語の定義	1
第 2 章 総則	2
1. 工事の目的	2
2. 工事概要	2
3. 工事範囲	2
4. 法令・条例・規則の厳守	4
5. 責任施工	4
6. 経費負担	4
7. 工事实績情報の登録	4
8. 保険	5
9. 建設業退職金共済制度	5
10. 承諾申請図書	5
11. 関係官庁届出・申請手続き	6
12. 工事検査図書	6
13. 検査及び試験	7
14. 正式引き渡し	7
15. 疑義	7
16. 監督職員事務所	8
17. その他	8
第 3 章 安全・環境保全措置等	9
1. 安全管理（一般事項）	9
2. 事故報告	9
3. 交通及び保安上の措置	9
4. 有害物の拡散・汚染防止	10
5. 現場の美化	10
6. 周辺環境保全と事故防止	10
7. 工事車両について	10
8. 作業日及び作業時間	10
9. 環境保全基準	11
第 4 章 廃棄物の処理・処分	11
1. 廃棄物の区分と処理・処分	11
第 5 章 汚染物等の事前調査結果及び新規調査	12

1. アスベスト、PCB 調査結果	12
第 6 章 施設解体工事仕様	14
1. 計画条件	14
2. 施設解体フロー（参考）	14
3. 一般共通仮設工事	15
4. 仮置場の設置	15
5. 石綿（アスベスト）除去工事	16
6. 残留物の処理	20
7. プラント機器解体	20
8. 建屋地上部解体工事	20
9. 建屋ピット部解体工事	20
10. 埋戻し・整地工事	21
11. 外構・植栽解体	21
12. 外構復旧	21
13. 騒音・振動の確認	21
第 7 章 プラント数量（参考）	22

第 1 章 共通事項

1. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、安房郡市広域市町村圏事務組合（以下「発注者」という。）が行う、粗大ごみ処理施設解体工事（以下「本工事」という。）に際し、発注者が工事請負業者（以下「受注者」という。）に対して要求する工事の仕様（以下「仕様書」という。）を示したものである。本仕様書は見積及び関連図書の提出を求め、それら図書の検討を行い最終的な仕様書を作成することを主な目的としているため、検討結果によっては変更となる可能性がある。なお、本仕様書と他の設計図書は相互に補完するものである。

2. 用語の定義

本仕様書に関する用語の定義。

表 1-2-1 用語の定義

関係法令等及びその他	略 名	所 管
労働安全衛生法	安衛法	厚生労働省
労働安全衛生規則	安衛則	厚生労働省
石綿障害予防規則	石綿則	厚生労働省
大気汚染防止法	大防法	環境省
建築物解体工事共通仕様書	解体工事共通仕様書	国土交通省大臣官房庁営繕部監修
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	廃掃法	環境省
建設副産物適正処理推進要綱	建設副産物処理要綱	国土交通省
建設工事公衆災害防止対策要綱	建設工事公衆災害防止対策要綱	国土交通省
建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止に関するガイドライン	建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止に関するガイドライン	国土交通省
建設工事に係る資材の再資源化に関する法律	建設リサイクル法	国土交通省
特定化学物質等障害予防規則	特定化学物質等障害予防規則	厚生労働省
廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル(改定版)	廃棄物処理施設解体石綿飛散防止対策マニュアル(改定版)	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策検討委員会
建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿繊維飛散防止処理技術指針	仕上げ塗材技術指針	国立研究開発法人建築研究所及び日本建築仕上工業会
石綿則に基づき事前調査のアスベスト分析マニュアル [1. 20 版]	アスベスト分析マニュアル [1. 20 版]	厚生労働省
剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について	基安化発 0817 第 1 号	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課
建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル 令和 3 年 3 月	新飛散防止マニュアル	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課
石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 3 版）	石綿含有成形板等の処理他	環境省環境再生・資源循環局
千葉県環境保全条例	県生活環境保全条例	千葉県
鉄筋コンクリート造	RC 造	
鉄骨造	S 造	

別添付図	発注用図面を示す。	
------	-----------	--

第 2 章 総則

1. 工事の目的

本仕様書は発注者が行う、本工事に適用する。

本工事は、館山市環境センター（以下「センター」という。）内にある、安房郡市広域市町村圏事務組合の粗大ごみ処理施設を解体撤去する工事である。

センターでは本工事の解体工事エリアと同一敷地にある機械選別棟で、びん・缶を機械選別している。また、その他の不燃系ごみは、人力で選別し解体対象施設に隣接した場所にコンテナ等に入れて、選別し保管している。

そのため本工事では、第三者の安全を確保し、上記処理が円滑に行われるように、解体範囲のエリア外に「マテリアルリサイクル施設仮置場」（以下「仮置場」という。）を整備してから、解体工事を行うものとする。また、施設解体後は、別添付図 19 に示す範囲を復旧する。

なお、本工事は、本仕様書、「解体工事共通仕様書」及びアスベスト関係法令・規則・通知・マニュアル等に基づいて実施するものとする。関係法令等については、本章の 17. その他を参照すること。

また、「廃掃法」「建設リサイクル法」等に基づき、解体工事で発生する廃棄物を適切に処理するものとする。

なお、本工事は、土地の形質変更が 3,000 m²未満のため、土壤汚染対策法の適用外となる。

2. 工事概要

工事名称	粗大ごみ処理施設解体工事
工事場所	館山市出野尾 540 番地
工事期間	契約締結日（令和 7 年 9 月議会）から 14 か月とする。
その他	以下の表のとおり

表 2-2-1 施設概要

項 目	内 容
敷地面積	13,155.04 m ² 土地の改変面積は約 6,528 m ²
粗大ごみ焼却施設	RC 造、地上 2 階
処理能力	50 t / 日 破碎、選別処理
工事期間	昭和 60 年 3 月 施設停止 R4 年度
都市計画決定	あり
都市計画区域	区域内
用途地区	指定なし
防火・準防火	指定なし
都市施設	

3. 工事範囲

本工事は、環境センターの敷地内にある、粗大ごみ処理施設に係る建築物、工作物、建築設備、プラント設備、外構構造物、植栽、地下埋設物及び埋設配管等を解体撤去するものである。

また、解体範囲の敷地外に「仮置場」を整備し、粗大ごみ処理施設解体後は、撤去するものとする。

なお、解体範囲及び仮置場は、別添付図を参照するものとする。

3-1 解体対象建築物等

解体範囲図に含まれる以下の建築物等を解体撤去及び改修工事を行う。

表 2-3-1 既存建築物等

建物用途	構造	建築面積	延床面積
粗大ごみ処理施設	RC 造	715.875 m ²	787.984 m ²
最高高さ	19.8m		

3-2 主要プラント設備・建築機械設備及び建築電気設備

解体範囲内の全てのプラント・建築設備を解体撤去する。以下の表に主要な設備を掲載する。ただし、詳細は第7章による。

表 2-3-2 主要プラント・建築機械・電気設備

設備名称	主要機器	数量	単位	備 考
ごみ処理プラント設備				
受入供給設備	供給コンベア	1	式	
破碎設備	破碎機、フイーダ 送風機	1	式	
排出設備	排出コンベア、No 1 ～3 破碎物コンベア	1	式	
選別設備	磁選機、トロンメル、No1 可燃物コンベア アルミ選別機	1	式	
集塵設備	サイクロン、バグフィルタ、除塵機、ダクト	1	式	
搬出設備	貯留ホッパ、プレス機 コンベア類	1	式	
電気計装設備	高圧配電盤、動力盤、操作盤、カメラ、モニター他	1	式	
配管設備	各種配管	1	式	
建築電気設備	配線、照明他	1	式	
建築機械設備	空調・換気・衛生他	1	式	

3-3 外構設備

構内舗装道路等の撤去範囲は別添付図の解体範囲図を参照すること。

表 2-3-3 主要外構設備（概数）

設備名称	種 別	数量	単位	備 考
構内道路	アスファルト舗装(表層) t =50	1	式	
	路盤（粒調 t =150、クラッシャーラン t =200）	1	式	
縁石工	歩車道境界ブロック	1	式	
雨水排水	雨水樹	1	式	
	現場打ち U 型側溝	1	式	
	ヒューム管	1	式	
電気設備	ハンドホール	1	式	
植栽	高木 中木・低木	1	式	
電柱		1	式	

3-4 残留物

施設内の残留物を以下の表に示す。

表 2-3-4 残留物（概数）

場所又は設備	残留物	概数	処理等
空調設備	フロン	1 台	調査後破壊
居室	机・椅子・ロッカー他	10 t 車 1 台程度	

3-5 埋戻し工事

地下構造物撤去後の埋戻しを行う。施工は公共建築工事標準仕様書による。解体跡地場内は、全般を整地する。

なお、材料は、土対法の全項目の基準値をクリアしたものを使用するものとする。

3-6 その他の工事等

- 1) 仮囲い設置・撤去
- 2) アスベスト除去仮設工事
- 3) 工事に必要な事前調査（アスベスト、PCB）
- 4) 汚染物の除去（アスベスト含有物）
- 5) 各種モニタリング（施工前、施工中、施工後）
- 6) 廃棄物の収集、運搬、処理・処分
- 7) 仮置場の設置・撤去

4. 法令・条例・規則の厳守

工事上関係のある法令・条例・規則等を遵守し、必要な申請、届出、手続き及び関係官公署との調整等は、受注者が行うこと。

5. 責任施工

本工事に係る全て事項は、原則受注者の責任により施工しなければならない。なお、金抜き設計書に記載の数量は概数であり、本仕様書に明記されていない事項であっても、施工上又は性質上、当然必要と思われるものについては、全て受注者の責任において補足・完備させなければならない。

本工事において、受注者の責任によって生じた発注者又は第三者に対する損害については、受注者はその損害を補償すると共に一切の責任を負うものとする。

なお、発注者と受注者の責任の範囲は別添のリスク分担表によるものとする。

6. 経費負担

受注者は、本工事に必要な全ての経費を負担とするものとする。

7. 工事実績情報の登録

受注者は、工事を実施するにあたり、工事実績情報登録のため（一財）日本建設情報総合センターの工事実績情報サービス（CORINS）に基づき「工事カルテ」を作成し、発注者の確認を受けたのち電子データを提出しなければならない。また、（一財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを発注者に提出しなければならない。

- 1) 受注時の登録 契約締結後 10 日以内（土、日、祝日を除く）
- 2) 契約内容変更時の登録 変更契約締結後 10 日以内（土、日、祝日を除く）
- 3) 完了時の登録 工事完成後 10 日以内（土、日、祝日を除く）

8. 保険

受注者は、本工事の施工にあたり、以下に示す保険の内、必要な保険に加入し報告するものとする。

- 1) 火災保険
- 2) 建設工事保険
- 3) 土木工事保険
- 4) 請負者賠償責任保険
- 5) 労働災害保険（使用者賠償保険、法定外補償保険）

9. 建設業退職金共済制度

受注者は、工事期間中、建設業退職金共済制度に係る所定の手続きをとること。

- 1) 受注者は自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- 2) 受注者が下請契約を締結する際は下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること。また建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
- 3) 受注者は建退共の発注者用掛金収納書を工事契約締結後 1 ヶ月以内に発注者に提出すること。なお建退共対象労働者を使用しない場合は理由書を提出すること。

10. 承諾申請図書

受注者は、施工にあたり、事前に承諾申請図書により発注者の承諾を得てから着工するものとする。提出部数は原則 3 部とする。

表 2-10 承諾申請図書

番号	承諾図書	主要内容	提出時期・留意事項
1	契約関係書類	着手届、工程表、現場代理人等技術者等通知書（各 1 部）	契約時
2	施工体制台帳・施工体系図	契約書等の写し共 下請金額に関らず全ての工事・委託について建設業法に定める「施工体制台帳」とそれに係る書類及び「施工体系図」を作成し、工事期間中工事現場に備え付けること。「施工体系図」は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示を行うこと。	工事着手前 下請け契約締結時
3	工事現場組織表		工事着手前
4	下請人等一覧表		下請け契約締結時
5	建退共受払簿、掛金収納状況報告書	その他退職金制度加入証明書	工事着手前
6	総合施工計画書	8 各工種別の施工計画書を除く	工事着手前
7	再生資源利用（促進）計画書	建設副産物情報交換システム（COBRIS）	工事着手前
8	各工種別の施工計画書	仮置場計画	該当工事着手前

		調査計画、アスベスト除去、仮設、廃棄物処理、モニタリング、解体工事、その他必要な計画書	
9	安全管理要領書	各種安全管理内容	該当工事着手前
10	廃棄物処理計画	産業廃棄物収集、運搬、処分契約書 許可書、使用車両一覧表、処分場までの経路図、場所、	該当工事着手前

※作成様式、記載内容等詳細は監督員の指示によること。

11. 関係官庁届出・申請手続き

受注者は、本工事の施工にあたり以下に示す関係官庁への届出・申請手続きを、発注者に報告した後、遅滞なく行うものとする。

表 2-11 各種届出手続き等リスト

名 称	関係法令等	提出者(作成者)	提出先
適用事業報告	労働基準法施行規則第 57 条	受注者	労働基準監督署
特定元方事業開始報告	労働安全衛生規則第 664 条	受注者	労働基準監督署
建設工事計画届	労働安全衛生法第 88 条 2 項	受注者	労働基準監督署
分別解体等の計画書	建設リサイクル法第 13 条	受注者	発注者
再資源化等報告書	建設リサイクル法第 18 条	受注者	発注者
説明書（届出書）	建設リサイクル法第 12 条	受注者	発注者
特定建設作業届出	千葉県生活環境の保全に関する 条例	受注者	千葉県
建築物除却届	建築基準法第 15 条	受注者	千葉県
低濃度 PCB の運搬・処理	PCB 特別措置法、廃棄物処理法	発注者	千葉県
アスベスト関係の届出	調査報告書 その他必要に応じて	受注者	発注者、労働基準監督署、千葉県
その他本工事に必要となる手続き			

12. 工事検査図書

受注者は、工事工程に基づき、適切な時期に発注者が指示する次の図書を原則各 3 部提出する。

表 2-12 工事検査図書

番号	書 類	備 考
1	実施工程表	出来高曲線記入
2	安全関係書類	災害防止協議会活動記録、安全教育（新規入場者研修記録、TBM、KY 活動記録）、安全パトロール結果、過積載防止対策記録、重機自主点検記録、足場点検表等
3	打合議事録	各種打合せ簿
4	工事日報	写真付き 職種別作業人員及び作業内容、天候、気温など工事の全般的な進行状況を記録、職種別作業人員は月別累計及び最終累計を集計
5	工事写真	施工中影響が予想される工事使用道路、工作物等については着工前の状況を撮影しておく。 ・ 共通仮設物 ・ 安全管理状況、使用重機、運搬車両等 ・ 過積載防止対策

		・着工前・施工状況・材料検収・品質管理・出来型、検査記録、試験記録等
6	月間及び週間工程表	
7	月間工事進捗状況報告書	毎月末日までの進捗状況を監督職員に報告する。 出来高記録、進捗グラフ、工事記録、打ち合わせ記録、工事写真等添付
8	工事施工協議書	一覧表共
9	現場立会い検査願	自主検査報告書含む
10	連続測定モニタリング報告書	月毎
11	仕様材料承諾書	JIS, JAS 規格品証明書等共
12	仕様材料一覧表	メーカー名、所在地、電話番号、担当者名記載
13	施工図・承諾図等	必要に応じて
14	納品書及出荷証明書	必要に応じて
15	マニフェスト	コピー
16	再生資源利用（促進）実施書	データ共
17	各種分析結果一覧表及び報告書	証明書共
18	保証書等	必要に応じて
19	出来高検査書類	必要となる書類
20	竣工図	必要に応じて
21	工事写真	
22	その他、発注者が指示する図書	

13. 検査及び試験

施工に係る検査及び試験は、下記により行う。

1) 受注者は、次の検査を計画して適切に実施すること。検査及び試験は、原則として発注者の立会のもとで行う。なお、発注者の検査前には自主検査を行うこと

①施工検査（各種段階検査）

②完成検査

③その他発注者が指示する検査

2) 検査及び試験は、あらかじめ発注者の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

3) 施工に係る検査及び試験の手続きは受注者が行い、これに要する経費は受注者の負担とする。

4) 受注者は、発注者の承諾を得て工事が終了したとき、工事完成届けに工事終了後の環境モニタリング等の各種検査結果を添えて完成検査を申請する。

14. 正式引き渡し

工事の完成後、正式に引き渡しをする。工事の完成とは「第2章3 工事範囲」に記載された工事をすべて完了し、完成図書の提出後、発注者の完成検査を受けて、合格した時点とする。

15. 疑義

受注者は、本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定する。

16. 監督職員事務所

監督職員事務所は不要であるが、月の定例会議を行える広さの会議室（監督員・監督員補助の参加人数 4 人程度）は現場事務所に確保すること。また監督職員補助（2 名）の更衣ロッカーを設置すること。

17. その他

本工事の施工にあたっては、下記の関係法令・条例・通知・通達・指針・要綱・マニュアルの最新版を適用する。

表 2-17 主要な関係法令・条例・通知・通達・指針・要綱・マニュアル

項目	関係法令等	所管	内容	備考
共通	労働安全衛生法	厚生労働省	事前届出他	
	労働安全衛生規則	厚生労働省	事前届出	
	大気汚染防止法	環境省	事前届出、排出規制	
	騒音防止法	環境省	作業中の騒音	特定建設作業
	振動防止法	環境省	作業中の振動	特定建設作業
	建設リサイクル法	国土交通省	再資源化	
	建設副産物適正処理推進要綱	国土交通省		平成 14 年
	建築基準法	国土交通省		
	建築物解体工事共通仕様書	国土交通省	解体工事共通仕様書	
	建設工事に係る再資源化等に関する法律	国土交通省	再資源化	リサイクル
	特定建設資材に係る分別解体等に関する省令	国土交通省	分別解体等に関する省令	
	建設工事公衆災害防止対策要綱	国土交通省		
	建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止に関するガイドライン	国土交通省	外壁の崩落等による公衆災害防止全般	
	特定化学物質等障害予防規則	厚生労働省		
	千葉県環境保全条例	千葉県	作業中の騒音・振動	特定建設作業
	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル(改定版)	廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策検討委員会	廃棄物処理施設におけるプラント設備の解体等の際の石綿飛散防止対策	平成 19 年 3 月
	石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第 3 版）	環境省 環境再生・資源循環局	石綿含有成形板等の処理	令和 3 年 3 月
	アスベストモニタリングマニュアル（第 4.1 版）	環境省	解体現場等の測定方法	平成 29 年 7 月
	石綿則に基づき事前調査のアスベスト分析マニュアル [1.20 版]	厚生労働省	アスベスト分析マニュアル	平成 30 年 3 月
	剥離剤を使用した塗料の剥離作業における労働災害防止について	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課	令和 2 年基安化発 0817 第 1 号	令和 2 年 10 月 19 日
	大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について	環境省水・大気環境局長	環水大大発第 2011301 号	令和 2 年 11 月 30 日
	建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル令和 3 年 3 月	厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策	石綿含有の吹き付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材、成型板等、外壁塗材の除去に	令和 3 年 3 月

		課環境省水・大気環境局大気環境課	関するマニュアル	
イオン化式煙感知器	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律	経済産業省	イオン化式煙感知器の除去、メーカー回収	令和元年 6 月
	放射線障害防止法	経済産業省	イオン化式煙感知器の輸送、メーカー回収	昭和 32 年 6 月
PCB	PCB 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	環境省	PCB 廃棄物全般	平成 13 年 7 月
その他	その他関係法令及び規格			

第 3 章 安全・環境保全措置等

1. 安全管理（一般事項）

「労働安全衛生法」等の関連法規を遵守するとともに、中央労働災害防止協会・建設業労働災害防止協会等の出版物等を参考にして、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害防止に努めること。

- 1) 現場ではヘルメットを完全着用し、危険な箇所等においては必ず保護具等の着用の上、作業を行うこと。
- 2) 電源（発電機）・電気工具・投光器・電気機械器具等は、十分整備されたものを使用すること。また、漏電防止に十分留意すること。
- 3) 火器使用に際しては、周囲の状況を把握し、災害防止に注意すること。
- 4) 高所作業に際しては、常に足場の確保に注意し、転落防止のための防護対策をとること。また荷揚げ用ウインチ・ゴンドラ等は十分に点検・整備されたものを使用すること。なお、高所以外でも作業中転落の恐れがある場合は、足場を組み安全ベルト等の転落防止措置を施し、無理な作業を行わないこと。
- 5) タンク内部・地下階等空気流入の少ない場所、ガス発生の恐れがある場所での作業は、事前に酸素濃度・有害ガスの有無を測定し、危険のない状態で作業を行うこと。
- 6) 工事現場においては労働災害及び公衆災害の防止に努めるとともに全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行い、結果を工事日誌へ記録するほか記録写真も整理のうえ提出すること。

2. 事故報告

受注者は、作業中に事故があった場合は、直ちに措置を講じるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、速やかに発注者に報告すること。

3. 交通及び保安上の措置

受注者は、一般道路において市民の交通の妨げとなる行為、その他公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上の注意をしなければならない。なお、市内から現場への道路は、住宅地の生活道路であり、住民の安全を第一とすることとし、重機などの大型車両の運搬時には、作業現場出入口以外の通行箇所にも必要に応じて誘導員を配置するなど、安全対策に万全を期すること。

本工事では、ごみ搬入・搬出車両や、一般市民の直接搬入車が、通行するため、通行を妨げないよう計画し、交通保安要員は現場着手から原則常設とする。

3-1 交通保安要員の配置箇所

交通保安要員の配置及び期間は、以下のとおりとする。また、ガードマンボックスを必要数設置するものとする。

- 1) 仮置場：2名（仮置場設置工事～解体工事完了）
- 2) 解体工事エリアからの出入口：1名（仮囲い設置～解体工事完了）
- 3) 資源物・粗大・不燃物の収集車及び直接搬入車の通路出口：1名（仮置場設置～解体工事完了）

4. 有害物の拡散・汚染防止

受注者は、石綿等の有害物の拡散・汚染がないよう適切な工法により解体撤去工事を実施すること。

5. 現場の美化

安全衛生管理面のほか、ごみ処理行政のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化に努めること。また喫煙所は一箇所にとめ分煙を進めること。

6. 周辺環境保全と事故防止

- 1) 工事期間中は工事内容を工事現場の見やすい場所に明示し、施工にあたっては近隣住民及び通行人など第三者に対する安全確保に万全を期すこと。
- 2) 工事に伴う振動、騒音、埃等による周囲環境等への影響を最小限に抑えるよう低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の重機の使用に留意すること。
- 3) 搬入・搬出車両のアイドリングを禁止すること。また、ほこりや土砂等の飛散、流出の防止、周辺環境の保全に努めること。

7. 工事車両について

工事期間中の工事車両は次の事項に留意すること。

- 1) 過積載による違法運行の防止
積載荷重制限を超えて廃棄物、スクラップ、土砂等の積み込ませないこと。
- 2) 入退場は監督員の指示の経路からとし、破損、汚損等に注意し、万一損傷を与えた場合は速やかに原形復旧すること。また、工事完了後に着工前との比較確認ができるよう着工前の調査、確認、記録等を入念に行うこと。
- 3) 過積載を行っている資材等納入業者からの資機材等購入は行わないこと。
- 4) 資機材等の運搬にはさし枠装着車、物品積載装置等の不正改造車両、不表示車等を使用しないこと。また、同車両からの資機材等の引き渡しを受けないこと。
- 5) 下請業者や資機材等納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または車両を使用した業務等において悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- 6) 飛散の恐れがあるものについては、飛散しないような処置を行い運搬すること。
- 7) 土砂等の運搬に関する事業者の選定に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条の規定に基づき届け出た団体構成員の雇用に努めること。

8. 作業日及び作業時間

工事は、原則として4週8休とし、土曜日、日曜日、祝日、お盆、年末年始は行わない。また、工事現場での作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時00分ごろとする。工事範囲内にはみだりに第3者が入れないよう安全柵（万能鋼板）を施すとともに、夜間及び休日は門扉の施錠を行う。

なお、中断が困難な作業、重機の搬出入等でやむを得ない作業は、事前に発注者の承諾を得た上で作業することができる。

9. 環境保全基準

1) 環境保全基準

(1) 大気質（敷地境界）

① アスベスト 10 本/L 以下

(2) 騒音・振動

解体工事における敷地境界の騒音及び振動は千葉県生活環境の保全に関する条例を適用する。

表 3-9-1 特定建設作業の関する騒音の基準(2号区域)

規制種別	区 域	特定建設作業
作業ができない時間	第 2 号	午後 10 時から翌日午前 6 時まで
基準値（敷地境界で）	第 2 号	85dB 以下
1 日当たりの作業時間	第 2 号	14 時間
同一場所における作業時間	第 2 号	連続 6 日間
日曜・休日における作業	第 2 号	禁止

表 3-9-2 特定建設作業の関する振動の基準(2号区域)

項 目	区 域	規制基準
作業ができない時間	第 2 号	午後 10 時から翌日午前 6 時まで
基準値（敷地境界で）	第 2 号	75dB 以下
1 日当たりの作業時間	第 2 号	14 時間
同一場所における作業時間	第 2 号	連続 6 日間
日曜・休日における作業	第 2 号	禁止

2) 特に注意を必要とする周辺施設

同一敷地内にある既存施設

第 4 章 廃棄物の処理・処分

1. 廃棄物の区分と処理・処分

本工事に伴い発生する廃棄物は、「廃棄物処理法」、「建設リサイクル法」、「放射性物質汚染対処特措法」等に基づき、適正に処理・処分するものとする。なお、廃棄物の運搬、処理、処分を委託する場合は事前に発注者に承諾を得ること。以下の表に一般的な処理・処分方法を示す。

表 4-1-1 一般的な廃棄物の処理・処分

番 号	廃棄物の種類	処理・処分
1	石綿含有成形板 (1) アスベスト含有外壁塗材・下地調整材 (2) 石綿含有成形板 (3) 上記除去作業に使用した仮設材・保護衣全て	産業廃棄物として適正に処理するものとする。
2	アスベスト含シール材	産業廃棄物として適正に処理するものとする。

3	保温材（ロックウール、グラスウール等で石綿を含まないもの）	産業廃棄物として適正に処理するものとする。
4	コンクリートガラ、アスファルトガラ、木質系廃材	建設リサイクル法にしたがって、中間処理にて再利用とするものとする。
5	建設混合廃棄物	発生の抑制に努め、発生した廃棄物は産業廃棄物として適正に処理するものとする。
6	薬品類、油脂類	施設内に残置されている薬品類、油脂類は、産業廃棄物として適正に処理するものとする。
7	鉄類、電線類	スクラップとして、処理するものとする。
8	PCB 含有機器	適正に処理ものとする。
9	消火器	産廃（メーカーへ）
10	フロンガス	破壊会社処理
11	イオン化式煙感知器	社団法人日本アイソトープ協会回収
12	その他の残置物	産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第 5 章 汚染物等の事前調査結果及び新規調査

1. アスベスト、PCB 調査結果

詳細は別添付図を参照するものとする。

1-1 1-1 石綿(アスベスト)調査結果

令和 6 年 8 月 8 日に行った事前調査結果を以下の表に示す。なお、外壁塗材及び建材は JISA1481-1 で分析を行っている。

表 5-1-1-1 石綿含有産業廃棄物調査結果（外壁塗材）

調査施設	場 所	部 位	対象物	数 量	結 果	備 考
工場棟	東 側	外壁 RC	吹付タイル	1	有	クリソタイル 0.1%～5%
	西 側	外壁 RC	吹付タイル	1	有	クリソタイル 0.1%～5%
	南 側	外壁 RC	吹付タイル	1	有	クリソタイル 0.1%～5%
	南側上部	外壁 RC	吹付タイル	1	有	クリソタイル 0.1%～5%
	北 側	外壁 RC	吹付タイル	1	有	クリソタイル 0.1%～5%
	上部青色塗装部	外壁 RC	吹付タイル	1	有	クリソタイル 0.1%～5%
	屋上内壁		吹付タイル	1	有	クリソタイル 0.1%～5%
計				7 検体		

※ 塗材のアスベストは全て下地調整材に含有している。

表 5-1-1-2 石綿含有産業廃棄物調査結果（建材）

調査箇所	室 名	部 位	対象物	数 量	結 果
2 階	運転室	床	長尺塩ビシート	1	含有無
		巾木	ソフト巾木	1	含有無
		壁	石こうボード	1	含有無
階段室	階段室	天井	化粧石こうボード	1	含有無

屋上		陸屋根	シート防水	1	含有無
計				5 検体	

1-2 PCB 事前調査結果

令和 6 年 8 月 8 日に行った事前調査結果を以下の表に示す。なお、高圧変圧器は組合のデータによる。

表 5-1-2 絶縁中 PCB 濃度事前調査

名 称	製造会社・型式	製造番号又は 総重量	絶縁油中 PCB 濃度	判定
高圧変圧器 1φ20KVA	三菱電機 SF	116 kg	9.4 mg/kg	低濃度の PCB 廃棄物に該当
高圧変圧器 3φ500KVA	三菱電機 RA-T	720 kg	0.76 mg/kg	低濃度の PCB 廃棄物に該当
高圧変圧器 3φ300KVA	三菱電機 RA-T	910 kg	16 mg/kg	低濃度の PCB 廃棄物に該当
高圧進相コンデンサ	三菱電機 KL-6 形	RM83198	<0.15 mg/kg	PCB 廃棄物に該当しない
高圧進相コンデンサ	三菱電機 KL-6 形	RM81961	<0.15 mg/kg	PCB 廃棄物に該当しない
高圧進相コンデンサ	三菱電機 KL-6 形	RM79032	<0.15 mg/kg	PCB 廃棄物に該当しない
接地用コンデンサ	指月電機製作所 NVG-1 形	YD06903	<0.15 mg/kg	PCB 廃棄物に該当しない
零相電圧検出器	三菱電機 MPD-2 形	73913	<0.15 mg/kg	PCB 廃棄物に該当しない
計	8 台			

赤字は、低濃度の PCB 廃棄物に該当。本工事で処理するものとする。

1-3 PCB（蛍光灯等の安定器）新規調査

機器の解体を行う前に、以下の表に示す機器の調査を行うものとする。照明器具等は、取り外して、メーカーに問い合わせるものとする。その結果不明の機器は発注者に引き渡すものとする。

表 5-1-3 PCB 調査

場 所	数 量	備 考
照明器具（蛍光灯）	64 台	文献調査
照明器具（水銀灯安定器）	9 台	文献調査

第 6 章 施設解体工事仕様

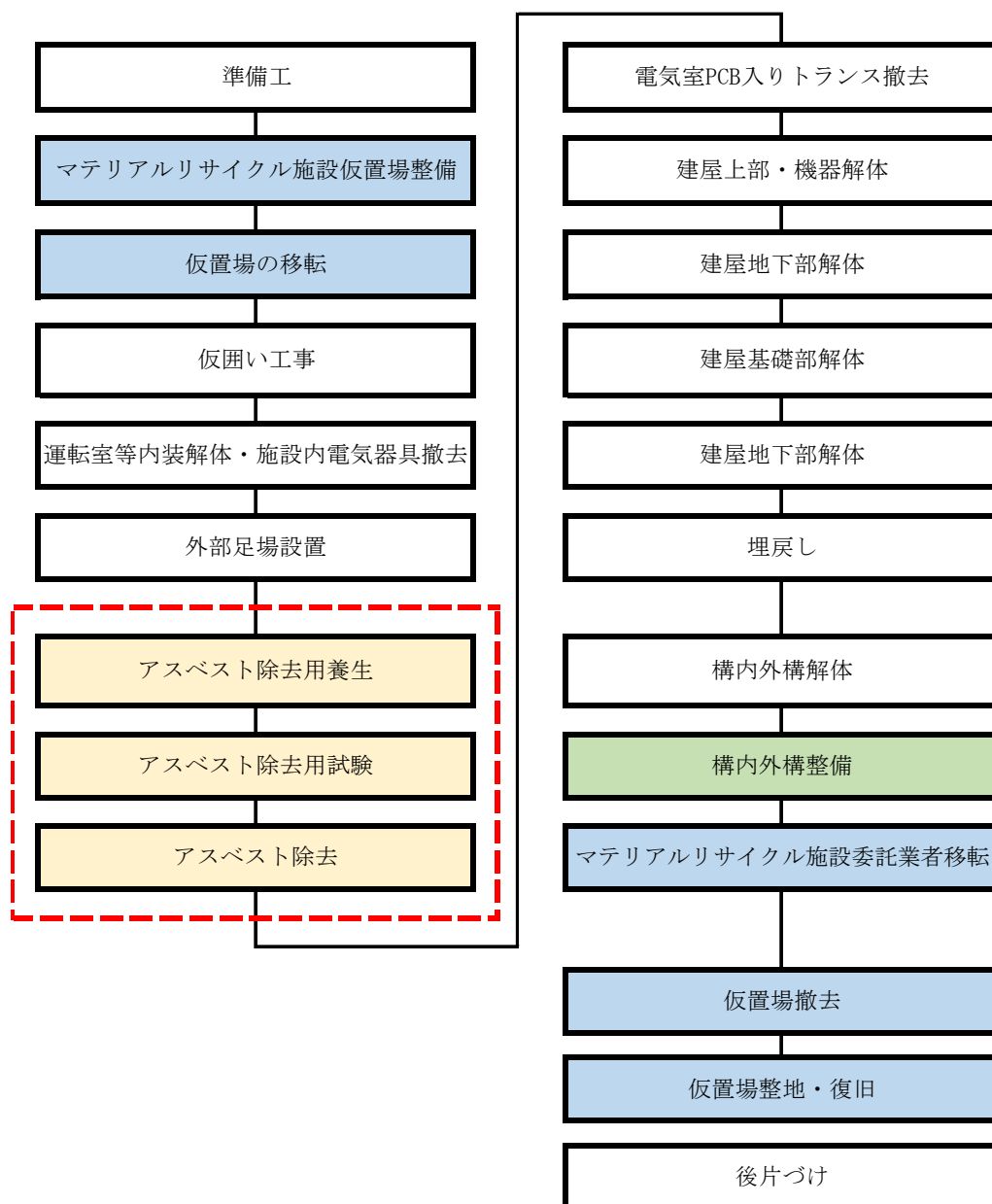
1. 計画条件

本工事の解体は、敷地内の仮囲内からとする。

2. 施設解体フロー（参考）

現場の条件を考慮して以下の解体フローを参考に示す。

図 6-1 解体フロー（参考）



3. 一般共通仮設工事

3-1 仮設電気 工事用水、現場事務所

工事に必要な電気、用水は全て、受注者にて、用意（費用負担共）するものとする。

現場事務所及び駐車場は、解体工事範囲内での確保が困難であるため、本工事で整備する仮置場内の敷地に設置するものとする。

3-2 仮囲い

仮囲いは万能鋼板（H=3.0m）とする。位置は別添付図の仮囲い位置参考図を参照するものとする。

3-3 建屋外部足場

建屋外部足場はアスベスト除去用及び建屋解体時の養生用として設置する。枠組本足場とし手摺先行方式とし、防音対策として防音シートを設置するものとする。また、既設稼働施設への構内道路周辺に設置する外部足場は、落下防止対策（朝顔等）を行うこと。

施工に関しては労働安全衛生関係法令を遵守し、墜落等の労働災害の防止を図るものとする。

4. 仮置場の設置

館山市では本工事の解体工事エリアと同一敷地にある機械選別棟で、びん・缶を機械選別している。またその他の不燃系ごみは、人力で選別し、解体対象施設に隣接した場所にコンテナ等に入れて、選別し保管している。なお、この作業は民間業者に委託している。

これら機械選別作業に支障が出ないよう、また、収集車やごみを直接持ち込む市民等の安全を最優先とするために、解体工事範囲の敷地外に「マテリアルリサイクル施設仮置場」を設置するものとする。なお、解体工事範囲エリアにある機械選別棟以外の現有の委託業者の事務所棟他は本工事で撤去するものとする。

4-1 仮置場の設置

以下の表に上記仮置場の工事内容を示す。なお詳細は別添付図及び金抜き設計書を参照するものとする。

表 6-4-1 仮置場設置・撤去工事内容

工 種	概 要	概 数	備 考
仮置場整備工事			
土工事		1 式	
排水構造物工	水路内蒸発型・渠型側溝・蓋・グレーチング蓋	1 式	撤去含む
コンクリート舗装工	路盤工 RC-40 t=100 コンクリート舗装 t=100 溶接金網 φ5×□150	300m ²	撤去含む
資源ごみ他置場	鋼製土留工 H=1.8 m 基礎コン φ300×H700 40 ケ所	67m	撤去含む
飛散防止工	飛散防止ネット H=5.0m L=160m 目隠しトタン設置工（トイレ他）	793m ² 18m ²	撤去含む
安全対策工	簡易区画線 黄色・5 cm	90m	撤去含む
クッションドラム設置工	タイヤ移動式・φ580 相当	16 個	撤去含む
保安カメラ設置	WiFi 型	2 台	撤去含む

事務所棟・トイレ・水飲場	事務所 (4 坪ユニットハウスパネル A) (4 坪ユニットハウスパネル B) トイレ (洋式 1・男子用小 1) 汲み取り式 壁掛けエアコン 2 基	12 か月	リース 撤去含む
休憩所設備工	休憩等喫煙箇所 単管／トタン張	1 式	撤去含む
電気工事	仮設 (引込・接続) 事務所／屋外コンセント、 照明等	1 式	撤去含む
水道工事	事務所・衛生設備用	1 式	撤去含む
案内サイン看板設置工	プレート・フェンス固定用 (500×500)	4 枚	撤去含む
仮置場交通誘導員	出入口 1 名／日	250 人	共通仮設費計 上
待機所引越し	現有施設から仮置場 (設置時・撤去時)	1 式	共通仮設費計 上
資機材運搬	現有施設から仮置場 (設置時・撤去時)	1 式	共通仮設費計 上

4-2 収集車及び一般持ち込み車両 (直接搬入車) の道路整備

仮置場設置のため、ごみ収集車及び直接搬入車の動線が変わる。

そのため別添付図の 07 図のとおり東側に抜ける道路を確保する必要がある。

発生する改修工事は以下の表のとおりである。

表 6-4-2

工 種	概 要	概 数	備 考
ネットフェンス撤去・復旧		12m	
U字側溝 グレーチング蓋設置	県型 300 用 25 t 普通	12m	

4-3 仮置場設置に係る機能補償工

分別等の作業が仮置き場へ移動の伴うことで、発生する機能補償工として以下の内容を補償するものとする。

表 6-4-3 機能補償内容

工 種	概 要		概 数	備 考
重 機	可燃残渣運搬	フォークリフト 2.5 t ナンバー付	12 か月	リース
		フォークバケット 2m3 用	12 か月	リース
	缶運搬用	アームロール 4 t 8m3 コンテナ 1 基	12 か月	リース
待機所引越し	既設→仮置場		1 式	
資材運搬	既設→仮置場		1 式	

5. 石綿 (アスベスト) 除去工事

5-1 石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の一部改正

これまで、厚生労働省と環境省は、石綿障害予防規則及び大気汚染防止法が改正されたことを機に、各マニュアルを統合し「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏洩防止対策徹底マニ

マニュアル令和3年3月」として取りまとめている。(本仕様書では、以下「新飛散防止マニュアル」と呼ぶ。) 本工事の石綿除去は、この新飛散防止マニュアルを遵守して施工するものである。

5-2 事前調査の実施及び報告義務

「新飛散防止マニュアル」に基づき、書面調査及び現地での目視調査を実施する必要がある。
また、調査結果は発注への報告の他に、令和4年4月1日より行う解体・改修工事は、都道府県、労働基準監督書への報告は電子システムによる報告が義務化されている。
なお、令和5年10月からは、調査を行うもの資格要件が定められているので、注意すること。

5-3 外壁仕上塗材除去の各種法律の該当条項

本工事の石綿含有物の調査結果は表5-1-1のとおりである。

外壁(ALC板)(RC部分)の仕上げ塗材及び下地調整材に石綿が含有しているが、塗材の除去に当たっては、「新飛散防止マニュアル」を遵守して施工するものである。

新飛散防止マニュアル4.建築物等の解体における飛散防止対策4.12石綿含有仕上塗材の除去作業に係る石綿飛散防止対策による「大防法・石綿則・廃掃法の規則」の該当項目を示す。

表 6-5-3 石綿含有仕上塗材の解体等工事における石綿則・大防法・廃掃法の規制

項 目	大防法条項	石綿則条項	除 去	
			電動工具を使用しない	電動工具を使用する
事前調査の実施	18条の15第1項 (規則16条の5)	3条	要	要
作業計画の作成	18条の14 (規則16条の4第一号)	4条	要	要
作業計画の届出	—	—	届出対象外	届出対象外
事前調査結果の報告	18条の15第6項 (規則16条の11)	4条の2	要	要
事前調査結果の掲示	18条の15第5項	3条	要	要
その他の掲示	18条の14 (規則16条の4第二号)	15条他	要	要
隔離養生 (負圧不要)	18条の14 (規則別表第7の3)	6条の3	—※1	要
立入禁止措置	—	15条	要	要
湿潤化	18条の14 (規則別表第7の3)	6条の3	要	要
完了確認	18条の14(規則16条の4第四号、五号)	—	要	要
石綿作業主任者	—	19条	要	要
石綿特別教育	—	27条	要	要
呼吸用保護具	—	14条	防rマスク又は電動ファン付き※2	電動ファン付き
保護衣等	—	14条	専用の作業衣又は保護衣	フード付き保護衣
作業記録	18条14(規則16条の8)	35条	要※3 (3年保存、概要は40年)	要※3 (3年保存、概要は40年)
廃棄物	—	廃掃法	石綿含有廃棄物として処理	石綿含有廃棄物として処理

備考:「要」は法令上求められる措置を示す。

※1:粉じん防止のために実施することが望ましい。

※2:剥離剤工法の場合は使用する剥離剤及び工程に合わせて送気マスク等の適切な呼吸用保護具

を着用する必要がある。令和2年基安化発 0817 第1号を参照

※3: 下請負人による作業に記録は、工事が終了するまで保存(大防法施行規則第16条の4第三号)

5-4 本工事での各工法におけるばく露防止対策の概要

以下の表に本工事で使用する工法の飛散及びばく露防止対策の概要を示す。

また、この表で示す工法は、平成28年4月の「仕上げ塗材技術指針」の15種類の工法の内剥離剤を用いる工法(⑨)、電気グラインダ等を使用する工法(⑬～⑭)を示す。

表 6-5-4 本工事での石綿飛散及びばく露防止対策の概要

除去工法	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等によらない除去	切断等による除去	切断等による除去（電動工具は使用しない）		切断等による除去（電動工具を用いて除去）	
建築材料の種類	石綿含有成型板等				石綿含有仕上塗材			
	石綿含有成型板等		石綿含有けい酸カルシウム板第1種					
石綿含有建材除去等時の飛散防止方法	原形のまま取り外し	湿潤化等	原形のまま取り外し	作業所を隔離養生（負圧不要）等	湿潤化		作業所を隔離養生等	
					高圧水洗浄	剥離剤併用手工具ケレン	ディスクグラインダー	集じん装置付ディスクグラインダー HEPA フィルタ付
事前調査	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の作成	要	要	要	要	要	要	要	要
作業計画の届出	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要
事前調査結果の報告	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の備え付け	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業実施の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
喫煙禁止／飲食禁止の掲示	要	要	要	要	要	要	要	要
作業主任者の選任	要	要	要	要	要	要	要	要
特別教育	要	要	要	要	要	要	要	要
保護具着用	要	要	要	要	要	要	要	要
作業場への関係者以外立入禁止	要	要	要	要	要	要	要	要
隔離	—	—	—	隔離養生（負圧不要）	—	—	隔離養生（負圧不要）	同等の措置の要件を満たす場合は不要
湿潤化	—※1	常時要	—※1	常時要	常時要	常時要	常時要	同等の措置の要件を満たす場合は不要
（飛沫防止等の養生）	—	—	—	—	○	○	—	—
（床防水処理）	—	—	—	—	○	—	—	—
（汚染水処理）	—	—	—	—	○	—	—	—
清掃	要	要	要	要	要	要	要	要

取り残し等の確認	要	要	要	要	要	要	要	要
事前調査結果、作業内容の記録・保管	要	要	要	要	要	要	要	要

備考：「要」は法令上求められる措置を示す。

※1：粉じん防止のために実施することが望ましい。

○：適切な石綿飛散防止対策のために実施が必要な処置を示す。

5-5 湿潤化及び隔離養生と同等以上の効果を有する措置と実証試験

上記表 6-5-4 で示した、集じん装置とは、以下の要件を満たす工具であること。

- (1) 集じん装置を備えたカバー付きの工具であること。
- (2) 集じん装置は HEPA フィルタを有し、集じんだ石綿等が作業空間その他外部環境に漏出しな
- いこと。
- (3) 当該集じん装置付き工具の性能として、作業中の作業場所の総繊維濃度が、0.15 本/cm³（作業環境の石綿管理濃度）を下回ることが示されること。
- (4) 上記の (1) ～ (3) を実証するために、事前に、現地で実証試験施工を行い、監督職員の承諾を得るものとする。

5-6 外壁仕上塗材の除去

外壁アスベストの範囲は本仕様書の表 5-1-1 による。また、別添見積用図面の工場棟アスベスト除去範囲図による。

工法の選択は各社の施工方法によるが、最近では下地調整材に含まれるアスベストを除去する剥離剤が販売されていることを鑑み、本仕様書は剥離剤+ケレン工法を標準とする。

また、除去後は、当該箇所の養生を解く前に、飛散防止剤の散布と、清掃を行うものとする。

5-7 外壁仕上塗材及材の除去時の養生等

工法は表 6-5-4 の赤枠で囲んだ工法からの選択とする。近接する施設が稼働しており、飛散防止及び関係者以外の立ち入り禁止措置を講じる必要から、施工区画を明確に定めることが必要である。負圧隔離養生ではないものの、周囲の飛散防止の観点からプラスチックシート等による養生を行う。

除去後は、当該箇所の養生を解く前に、飛散防止剤の散布と、清掃を行うものとする。

粉じん飛散防止措置は除去部での局所集じんを基本としており、隔離作業場を設けていないものの、作業中に作業衣に粉じんが付着している可能性があることから、施工区画から外に出る際には洗身設備により作業衣に付着している可能性のある粉じんを除去する計画とする。この洗身設備には、高性能真空掃除機により吸い取ることも含まれる。

呼吸用保護具・保護衣等は、除去工事は石綿取扱い作業に該当することから、使い捨ての防じんマスクではなく電動ファン付き呼吸用保護具を使用する。また、フィルタは粒子捕集効率 99.9%以上となる RL3 又は RS3 以上を用いるものとする。

作業衣は、フード付き保護衣とする。

5-8 環境測定（施工前・施工中・施工後）

アスベストの環境測定は、施工中・施工後に施設の敷地境界又は施工箇所周辺の東西南北で行う。なお、測定回数及び測定場所は監督職員との協議とする。本仕様書では以下の数量を標準としている。

表 6-5-8 アスベストの環境測定概数（施工中・施工後同数）

対象物	除去箇所	施工中	施工後	備考
工場棟 RC 外壁アスベスト	東南壁	4 地点	4 地点	8 回

	西北壁	4 地点	4 地点	8 回
計		8 地点	8 地点	16 回

6. 残留物の処理

施設の残留物は、第 2 章総則 3-4 残留物に記載のとおりである。廃棄物処理法に本地基づき適正処理するものとする。

6-1 施設内の残留物の処理

居室内の残留物の大半は、机・ロッカー・椅子であるが、各部屋から投入室又は搬出室へ運搬し、鉄類は解体し有価物として処理する。また発生した可燃系廃棄物は、集積し隣接の施設へ運搬する。不燃系は廃棄物処理法に基づき処理を行う。詳細は監督職員と協議とする。
なお、一般ごみの処理費用は発注者の所掌とする。

7. プラント機器解体

7-1 プラント機器解体

解体は、原則機械解体とする。解体重機は、低騒音型で排ガス規制対応型とする。
解体中は、湿潤化を行い、粉じんの再浮遊を抑えること。

7-2 PCB 入り変圧器の撤去

本仕様書の表 5-1-2 絶縁中 PCB 濃度事前調査のとおり、3 台の高圧変圧器の絶縁油に低濃度の PCB が含有されている。低濃度の PCB 廃棄物の処分期限は、令和 9 年（2027 年）3 月 31 日となっている。低濃度 PCB 廃棄物の運搬は、都道府県又は政令市の許可を得た収集運搬業者に委託する必要がある。また処理は環境大臣の認定を受けた無害化処理認定業者又は都道府県・政令市の長の許可を得た民間の処理業者に委託して処理する必要がある。参考に廃棄物処理法台 15 条の 4 の 4 の第 1 項に基づく無害化処理認定事業者は、[環境省の低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト](#)に記載の事業者を確認して発注者に報告するものとする。なお、運搬・処理に係る費用は、受注者の負担とする。

8. 建屋地上部解体工事

8-1 建屋、構造物解体

建屋・構造物解体は油圧式圧砕、せん断工法等にて解体する。大きさは受入先の条件を満たす寸法とする。周辺への騒音・振動に配慮し、解体物の床への直接落下を極力抑えて解体すること。
解体は、解体範囲の西側より行うものとする。
解体中は、散水を行い、粉じんの再浮遊を抑えること。
解体重機は、低騒音型で排ガス規制対応型とする。

9. 建屋ピット部解体工事

9-1 ピット部分

建屋・構造物解体は油圧式圧砕、せん断工法等にて解体する。大きさは受入先の条件を満たす寸法とする。
本工事のピットを解体する範囲に地下水位は無い。したがって各ピットの解体方法はオープン掘削を標準とする。

表 6-9-1-各ピット及び各槽の深さ等

設備名称	底盤スラブ 天端高m	底盤厚m	基礎含む最深高m	備 考
コンベアピット	-3.050	0.35	-3.600	
破砕機基礎	-3.900	図による	-4.350	
破砕物コンベアテール部分	-4.500	0.45	4.950	
集合水槽	-2.050	0.20	-2.450	

10. 埋戻し・整地工事

埋戻しは、購入土とする。購入土は、地歴と土対法の第二種特定有害物質溶出基準値、含有基準値以下とダイオキシン類 250pg-TEQ/ g 以下であることの証明書が必要になる。

11. 外構・植栽解体

解体範囲内の植栽の撤去は、伐根も含むものとする。解体区域の構内道路に埋設されている、マンホール、ヒューム管、ハンドホール、各会所、排水側溝、縁石、舗装（路盤は残置）、植栽等、全て撤去するものとする。

12. 外構復旧

解体した粗大ごみ跡地にコンクリート舗装、及びアスファルト舗装、路面標示、砕石敷き均しを施工するものである。

範囲は別添付図 19 を参照するものとする。

13. 騒音・振動の確認

13-1 連続測定及びモニタリング

連続測定項目は以下のものとする。

表 6-13-1 連続測定項目

測定項目	測定場所	データの表示場所	期間
振動・騒音	敷地境界	外部表示モニター	工事期間中

13-2 周辺の騒音・振動測定

解体工事による環境へ影響の有無を調べるために、施工開始前に敷地境界での暗騒音・暗振動を測定するものとする。

表 6-13-2 周辺騒音・振動測定

サンプリング箇所	施工前	施工中	施工後
敷地境界	4 箇所	連続測定	—

第 7 章 プラント数量（参考）

番 号	設 備 名 称	機 器 名 称	仕 様 等	寸 法	単 位	数 量
1	受入供給設備					
		供給コンベア	傾斜型リフター付エプロンコンベア	1650W×19250m	台	1
	計					

番 号	設 備 名 称	機 器 名 称	仕 様 等	寸 法	単 位	数 量
2	破碎圧縮設備					
		フィーダ	キャタピラ型	1480W×2140L	台	1
		破碎機	衝撃せん断併用回転式横型ハンマークラッシャー	電動機含む	台	1
		破碎機用油圧ユニット			台	1
		圧縮部用送風機	エアーフォイルファン		台	1
		破碎部送風機	エアーフォイルファン		台	1
		破碎機保全ホイス	低揚程形電動チェーンブロック	揚程1t	台	1
	計					

番 号	設 備 名 称	機 器 名 称	仕 様 等	寸 法	単 位	数 量
3	排出設備					
		排出コンベア	床上設置形振動コンベア	1200W×4500L	台	1
		NI1破碎物コンベア	トラフ型ベルトコンベア	750W×7216L	台	1
		NI2破碎物コンベア	特殊形ベルトコンベア	750W×37473L	台	1
		NI3破碎物コンベア	トラフ型ベルトコンベア	750W×9139L	台	1
	計					

番 号	設 備 名 称	機 器 名 称	仕 様 等	寸 法	単 位	数 量
4	選別設備					
		磁選機	電磁石吊下形ベルト式磁選機	700W×2600L	台	1
		トロンメル	傾斜トロンメル	1500φ×7800L	台	1
		分別送風機	エアーフォイルファン		台	1
		No1可燃物コンベア	トラフ型ベルトコンベア	750W×10523L	台	1
		アルミ選別機	リニアモーター式	トラフ幅2100×3900L	台	1
		アルミ選別送風機	ターボファン		台	1
	計					

番 号	設 備 名 称	機 器 名 称	仕 様 等	寸 法	単 位	数 量
5	集じん設備					
		除塵機	ロール式エアーフィルター		台	2
		除塵機用ファン	エアーフォイルファン		台	2
		サイクロン	単式サイクロンφ2400	ダブルダンパ付	台	1
		バグフィルター	強制脱じん式バグフィルター		台	1
		排風機	エアーフォイルファン		台	1
		集塵ダクト			式	1
	計					

番 号	設 備 名 称	機 器 名 称	仕 様 等	寸 法	単 位	数 量
6	搬出設備					
		アルミ類コンベア	トラフ型ベルトコンベア	600W×19543L	台	1
		NO2可燃物コンベア	トラフ型ベルトコンベア	600W×12508L	台	1
		貯留ホツパ	磁性物用	15m3	基	1
			不燃物用	15m3	基	1
			可燃物用	15m3	基	2
			アルミ類用	5m3	基	1
		プレス機	全自動一方締形	タンク油量700L	台	1
		プレス品吊上装置	電動式吊上装置		台	1
		貯留ホツパ用 油圧ユニット			台	1
	計					

番 号	設 備 名 称	機 器 名 称	仕 様 等	寸 法	単 位	数 量
6	電気設備	引き込み盤	板厚本体2.3mm 扉2.3mm	W840×2200L×2350H	面	1
		受電盤	板厚本体2.3mm 扉2.3mm	W800×2200L×2350H	面	1
		変圧器盤	板厚本体2.3mm 扉2.3mm	W1200×2200L×2350H	面	1
		電動機盤	板厚本体2.3mm 扉2.3mm	W800×2200L×1175H	面	2
		動力盤	板厚本体2.3mm 扉2.3mm	W1000×2200L×2350H	面	1
		電灯盤	板厚本体2.3mm 扉2.3mm	W800×2200L×2350H	面	1
		操作盤			面	9
		高圧変圧器	1φ20KVA		台	1
		高圧変圧器	3φ500KVA		台	1
		高圧変圧器	3φ300KVA		台	1
		高圧コンデンサー	50KVA		台	1
		高圧コンデンサー	100KVA		台	1
		高圧コンデンサー	3K 100KVA		台	1
		接地コンデンサー	3K 0.3μf		台	1
	計					

番 号	設 備 名 称	機 器 名 称	仕 様 等		単 位	数 量
7	計装設備					
		ITVカメラ			台	5
		ITVモニタ	15インチ		台	1
			21インチ		台	2
		中央操作盤	グラパネ埋込	2700W×2350H×1400D	面	1
		電源盤			面	5
		換気扇操作盤			面	1
		計装用UPS電源装置				
	計					

番 号	設 備 名 称	機 器 名 称	仕 様 等		単 位	数 量
8	その他					
		ピット排水ポンプ	水中型揚水ポンプ		台	3
		プラント給水ポンプ	自動式給水ユニット		台	1
		エアーコンプレッサー	圧力式ベビコン		台	1
	計		25			